

「新中学校名」の投票に関する要項（案）

1 目的

令和10年3月末日に亘理町立中学校4校を閉校したうえで4月に新たに2校を開校する。現在、亘理町立再編準備委員会を組織し、新たな中学校の開校に向けた準備を進めている。令和6年11月に新中学校名を募集した結果、多数の校名の応募があり再編準備委員会において数点に絞り込んだところである。応募基準であった「亘理の地にある、地域への想いや願い・愛着が感じられる」名称について町民の想いを把握するため投票を行うもの。

2 期間

令和7年3月1日（土）から3月31日（月）17時まで（郵送の場合は当日消印有効）

3 投票資格

亘理町民とする。

4 投票方法

投票方法については、①投票フォーム及び②投票用紙による提出とする。

①投票フォーム（亘理町公式ホームページ・亘理町LINE公式アカウント）

投票フォームにアクセスし、必要事項を入力する。

②投票用紙

投票用紙に記入し、⑦から⑨の方法による提出とする。

⑦	郵 送	〒989-2393 亘理町字悠里1番地 亘理町教育委員会 教育総務課 宛 (当日消印有効)
⑧	F A X	0223-34-7684
⑨	応募箱	各施設の事務取扱時間内に投函 ・亘理町役場1階 ・亘理町立図書館 ・亘理町各地区交流センター ・亘理町立各小中学校

5 投票基準

- 再編準備委員会において選出した〇〇点から1校あたり1点を選んで投票する。
- 投票は一人1回に限る。
- 電話、口頭による投票は受付しないこととする。
- 投票用紙については返却しないこととする。

6 校名候補選定

- 応募のあった新中学校名案とその理由をもとに、再編準備委員会で新中学校名の候補を数点選定（第一次審査）し、町民による投票（第二次審査）を行う。

第一次審査及び第二次審査の結果は教育委員会に報告され、新中学校名候補の最終決定は総合教育会議において決定する。その後、亘理町議会で亘理町立学校の設置に関する条例を改正し、正式決定となる。

- 応募数、投票数の多数となったものが新中学校名として決定するものではない。
- 応募された新中学校名は、他者の著作権などの権利を一切侵害しないものに限る。また、決定された新中学校名に関する一切の権利は、亘理町教育委員会に帰属するものとする。
- 採用された新中学校名を応募された方の公表またご本人への連絡・謝礼等はないものとする。

7 その他

この要項に定めるもののほか、新中学校名の投票に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。